



Title	インターネット上の民事紛争に関する国際裁判管轄
Author(s)	何, 佳芳
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/57917">https://hdl.handle.net/11094/57917</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	か 佳 芳
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 2 3 5 3 1 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 22 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	インターネット上の民事紛争に関する国際裁判管轄
論 文 審 査 委 員	(主査) 准教授 長田 真里 (副査) 教授 野村 美明 教授 池田 辰夫 教授 茶園 成樹

### 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、インターネット上の民事紛争の国際裁判管轄について、主にアメリカとイギリスの近時の動向をふまえつつ若干の検討を加えたものである。

インターネットを通じたやり取りの際、中継地となるサイバースペース自体は抽象的な空間であるが、サイバースペースが現実世界の生活に影響を与える以上、サイバースペースも現実世界を規律する法による規制を受けるべきであろう。本稿は、インターネット上の民事紛争を二つのカテゴリーに分けて、インターネット上の不法行為の中の、特に名誉毀損の事例と、電子商取引などの契約上の紛争に関する国際裁判管轄について、考察を試みた。

#### 1. インターネット上の不法行為に関する国際裁判管轄

本稿は、第一章において、インターネット上の不法行為に関する国際裁判管轄について、特に損害多発アメリカとイギリスの現状を概観するとともに、日本における解釈論及び立法論について論じた。

まず、アメリカ裁判所は、インターネット上の紛争に関する裁判管轄の判断についても、伝統的な裁判管轄の要件である「最小限の関連」を軸として判断すべきという立場を取り、その上でインターネットの特性を考慮して、より具体的な判断基準を立てようとしている。特に、「最小限の関連」の要件のうちの「意図的利用」の判断基準に関して、「ターゲティング理論」と呼ばれ、被告のウェブサイト上の活動が法廷地州に向けられていたか否かに焦点を当てるという考え方方が注目されている。

次に、「複数出版原則」を採用しているイギリスを見ると、伝統的な管轄規則による場合、誹謗物が読まれ、聴かれ、あるいは見られる度に、その個々の行為を公表行為とみなし、それらは全て個別の訴訟原因になると考えられている。したがって、インターネット上で公表された文書に関する名誉毀損訴訟で、原告は、イギリスにおいて誰かが名誉を毀損する敘述や表現のあるウェブページにアクセスしたことさえ立証できれば、イギリスで訴訟を提起することができる。このように、比較的厳格な名誉毀損法を持ち、そして、損害賠償が特に高額であるイギリスは、法廷地として魅力的であり、メディアによって名誉を毀損される原告の、フォーラム・ショッピング（法廷地漁り）の対象となりやすい。このフォーラム・ショッピングに対抗するために、裁判官の裁量による訴訟停止や管轄拒否などの調整手段（FNC法理）は、特に重要である。

他方、EUの国際裁判管轄規則において、1995年の欧州司法裁判所の*Shevill*判決による「審理範囲制限説」がEU構成国以外、例えばハーグ条約準備草案、アメリカ法律協会によるALI原則、あるいはドイツのマックス・プランク研究所によるCLIP原則においても、広く影響を与えている。しかしながら、日本においては、民事訴訟法第7条の「客観的併合」が涉外事件においても認められており、関連する事案は集中して審理することに積極的な傾向のある日本の民事訴訟法の立場からすれば、*Shevill*判決のように管轄の範囲を限定する解釈は採用し難いと思われる。

そうすると、*Shevill*判決の考え方の代わりに、結果発生地概念を何らかの方法で限定し、フォーラム・ショッピングや加害者の過度の負担などに対する対策を考える必要がある。つまり、全ての結果発生地に管轄権を認めるのではなく、何らかの要件を付加して領布地を絞っていくことが考えられる。この点について、前述したアメリカの裁判例から生まれた「ターゲティング理論」という考え方は、特にインターネット上の不法行為について参考になると思われる。この「ターゲティング理論」を日本の国際裁判管轄理論に適用すると、現在の判例及び通説が採用している「特段の事情論」では、結果発生地が日本に存在する場合、原則として日本の国際裁判管轄権が認められる。しかし、具体的な事情（例えば、ウェブサイトで使用した言葉など）から、被告がウェブサイトを日本へ意図的に向けておらず、日本での応訴の予見可能性がないと認定されると、「特段の事情」があるとして例外的に考慮することになると思われる。

## 2. 電子商取引に関する国際裁判管轄

第二章においては、第一章の管轄理論をふまえて、電子商取引に関する国際裁判管轄についての考察を試みた。英米法においては、不法行為事件であるか契約事件であるかを区別せず、契約事件の国際裁判管轄についても、基本的に前述した不法行為事件におけるのと同じ方法で判断していく。アメリカでは、インターネット関連の契約紛争の裁判管轄の判断についても、「スライディング・スケール理論」や「ターゲティング理論」などによって、被告と法廷地との間に「最小限の関連」が存在するかを判断する。

現時点ではインターネット上の裁判管轄に関するアメリカ連邦最高裁判所の判例はないが、これまでの下級審判例の蓄積から以下の傾向が見られる。

アメリカの裁判所は、比較的積極的に非居住者に対しても管轄権を行使する傾向があるが、単にアメリカからアクセスできるウェブサイトを開いたということだけでは、アメリカの管轄を認めない。したがって、例えば日本の企業が、ウェブサイトに企業情報や製品紹介などのインフォメーションを載せていくだけであれば、アメリカの裁判所が管轄を認める可能性は低いであろう。

しかしながら、インターネット上で相当な規模の事業が行われているという現実を反映して、法廷地州の居住者を意図的にターゲットとしてインターネット上で商業活動を行っている場合には、法廷地州内に現実世界の活動拠点が全く存在していないとしても、このような活動を行っている者に対してアメリカ裁判所が対人裁判管轄権の行使を認める可能性は高いと思われる。すなわち、アメリカ国内に営業所等を持たない日本企業は、インターネット上での活動が特定の管轄区域に向けられた活動である、または特定の管轄区域の意図的な利用であると見られることを理由に、「最小限の関連」が認められ、アメリカ裁判所の対人管轄権に服する可能性があることを意味する。

一方、日本の場合においても、サイバースペースでの問題についても既存の枠組みで十分にとらえられるという考え方方に立ち、電子商取引に関する国際裁判管轄権について、現在解釈論上の有力説が説くように日本国内土地管轄を規定している民事訴訟法4条以下の規定を利用しつつ、特段の事情によってそれを修正するという「特段の事情」アプローチで解決すべきであると思われる。

契約事件において、国際裁判管轄合意がない場合に、外国の企業の住所地国まで出向いて提訴することは、実際には困難である場合が多いと考えられ、義務履行地管轄が特に重要になる。そして、電子商取引事件における義務履行地の決定基準について、本稿は「特徴的給付論」による解決が適当だと考える。すなわち、履行地は準拠する実体法により決定するのではなく、管轄権

法上独自の、自律的な解釈によってなされるべきである。また、合意された履行地及び契約の内容から一義的に確定される履行地が存在しない場合、通説のように義務履行地管轄を否定するのではなく、契約の類型毎に自律的な解釈を図るべきである。すると、インターネットを介した物品の売買の場合は、その方が引き渡されたか、または引き渡されるべきであった地を義務履行地と見ることによる。サービスの提供については、そのサービスが提供されたか、提供されるべきであった地を義務履行地と見ればよい。なお、契約締結及びその履行の両方が電子的に行われる場合は、いくつかの考え方があるが、私見は、契約締結時の買主の住所地を義務履行地と見るべきと考える。更に、過剰管轄などの不都合を回避するために、「特徴的給付論」により義務履行地を肯定するケースであっても、「特段の事情論」により最終的な管轄の成立について個別調整すべきである。

本稿はインターネット上の民事紛争に関する国際裁判管轄について述べてきた。インターネット上の不法行為地（特に、結果発生地）の特定、及び電子的な契約の義務履行地の判断については、論理的根拠を固めるためのさらなる学説の積み重ねが必要であり、「特段の事情」についてもより多くの事案を検討することを要するが、インターネットのような新たなコミュニケーション手段の発展が従来の国際裁判管轄理論に挑戦を突きつけ、議論がまだ十分になされていない現状で、更なる判例の発展と、条約による国際的取組みの進展が期待される。

## 論文審査の結果の要旨

本学位論文は、インターネットを媒介にして生じる民事紛争の、国際裁判管轄に関する問題について、主にアメリカとイギリスの判例・学説の近時の動向を踏まえつつ、若干の検討を加えたものである。

インターネットの登場以降、国内的にも国際的にも、距離を問わず特定・不特定の人々と、瞬時に接触することが可能になり、この新たな交流や情報交換のためのツールが、しばしば民事紛争の原因にもなっている。インターネットによって生じる民事紛争の種類は様々であるが、いずれの紛争においても、民事訴訟上、裁判管轄の問題が最初に問われることになる。本学位論文はこの点に関して、インターネット上の民事紛争を二つのカテゴリーに分けて、インターネット上の不法行為における国際裁判管轄と、電子商取引などの契約上の紛争に関する国際裁判管轄について、それぞれ考察を試みるものである。本学位論文の基本的なスタンスとしては、不法行為の類型でも契約の類型でも、被告の普通裁判籍は当然に認められるが、それを当事者に常に強いるのは原告にとって酷であるため、特別裁判籍としての不法行為地管轄および義務履行地管轄の基準を問うというものである。

インターネット上の不法行為の中でも、特に検討を要するのが、隔地的かつ損害の結果発生地が拡散するタイプの不法行為である。本学位論文では、このようなタイプの不法行為に関する国際裁判管轄について、アメリカとイギリスの現状を概観した上で、日本における解釈論を論じている。まず、アメリカでは、近年のインターネット紛争に関する裁判管轄の判例から生まれた「ターゲティング理論」が特に注目される。アメリカにおいて州際・国際裁判管轄権を検討する際には、被告と法廷地との間に、「最小限の関連」のあることが対人管轄の要件とされるが、「ターゲティング理論」とは、この「最小限の関連」の有無を判断する段階で、「被告のウェブサイト上の活動が法廷地州に向けられていたかどうかに焦点を当てる」という考え方である。一方、イギリス及びEUの国際裁判管轄規則においては、1995年にECJの*Shevill*判決によって示された「審理範囲制限説」、すなわち、裁判所は、加害行為地では全損害について、結果発生地ではその地で発生した損害についてだけ、審理することができるという考え方が主流である。この審理範囲制限説は、EU構成国以外（例えばハーグ国際裁判管轄条約準備草案、アメリカ法律協会によるALI原則、あるいはドイツのマックス・プランク研究所によるCLIP原則）にも広く影響を与えている。これらの議論をふまえて、我が国で、拡散型国際的不法行為の場合の国際裁判管轄権をいかに決定すべきであろうか。この点、本学位論文は結果発生地概念を何らかの方法で限定し、フォーラム・ショッピングなどに対する対策を考える必要性を指摘しつつ、「客観的併合」が涉外事件においても基本的に認められているため審理範囲制限説はとりえないとする。一方、我が国では、いわゆる特段の事情論が国際裁判管轄権を検討する際の基準となっていることを指摘しつつ、「ターゲティング理論」の有益性を説く。すなわち、不法

行為の国際裁判管轄権の基準としては、原則として、結果発生地が日本に存在する場合は日本の国際裁判管轄権が認められる。ここに、「ターゲティング理論」を応用して考えてみると、例えば、不法行為の原因となったウェブサイトで使用されている言語などといった具体的な事情にも注目し、被告がウェブサイトを日本に発信する意図がなく、日本での応訴について予見可能性がないと認定されるとき、「特段の事情」があるとして、日本の国際裁判管轄権を否定する、とするのである。

次いで、本学位論文では、二つ目のカテゴリーであるインターネット上の契約事件、つまり電子商取引に関する国際裁判管轄について、考察を試みている。ここでも、本論文は、電子商取引に関する国際裁判管轄権についても、現在の解釈論上の有力説である「特段の事情」という観点からのアプローチで解決すべきとの立場を維持する。契約紛争では、不法行為類型とは異なり、当事者間に事前の国際裁判管轄合意がある場合が多く、この点、最高裁昭和50年の管轄合意の有効性に関する判決（いわゆるチサダネ号事件判決）の基準は、インターネット上で行われた国際裁判管轄合意に対しても、一般原則として妥当とする。より問題となるのは国際裁判管轄についての合意がない場合である。そして、電子商取引事件における義務履行地を決定する基準について、本学位論文は、「特徴的給付論」による解決が適当であるとする。つまり、履行地は準拠する実体法により決定するではなく、管轄権法上独自の解釈によって決定されるべきである。また、合意された履行地及び契約の内容から一義的に確定される履行地が存在しない場合、通説は義務履行地管轄そのものの発生を否定するが、この場合においても特徴的給付の概念を用いて、契約の類型毎に自律的な解釈を図るべきと主張する。たとえば、インターネットを介した物品の売買の場合は、その物が引き渡されたか、または引き渡されるべきであった地を義務履行地とし、そこに管轄を認めることになる。サービスの提供については、そのサービスが提供されたか、提供されるべきであった地を義務履行地と見ればよいであろう。なお、契約締結及びその履行の両方が電子的に行われる場合は、物理的な場所を概念することができないため本学位論文においてもいくつかの説が紹介されているが、本論文の結論は、契約締結時の買主の住所地を義務履行地と見るべきとするものである。

本論文は以上のように、インターネットを介した不法行為事件あるいは契約関係事件に関して、国際裁判管轄権を如何に定めるか、膨大な数の英米の文献・判例を丹念に涉獥・調査し、我が国の解釈論の方向性について新たな視点を提示するものである。特にターゲティング理論を特段の事情の考慮要素として取り入れるべきとの指摘は、現在の国際裁判管轄権立法においても特段の事情が堅持されている中で、今後の解釈論としても十分価値のある指摘であると思われる。本論文は申請者が自立した研究者として、その能力・知識を十分有していることを証明している。よって、本論文は博士(法学)の学位論文として十分価値あるものと認める。